

松江市における固定資産税の不均一課税・課税免除について

(令和5年4月1日現在)

指定地域内において、**製造の事業等の用に供する設備等**を取得した場合、本市条例に基づき、固定資産税の不均一課税または課税免除の適用を受けることができます。

1. 対象地域

不均一課税または課税免除の対象地域は、以下のとおりです。対象地域は、市町村合併前の旧市町村名で示しています。

本市条例	対象地域(旧市町村単位)
松江市 原子力発電施設等 立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例	旧松江市・鹿島町・島根町
半島振興 対策実施地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例	八束町
松江市 過疎地域 における固定資産税の課税免除に関する条例	鹿島町・島根町・美保関町
松江市 地域経済牽引事業 の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	島根県基本計画で認定された区域内
松江市 地方活力向上 地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例	地域再生計画で認定された区域内

2. 適用要件等

不均一課税または課税免除の適用を受けるための要件等は、別紙一覧のとおりです。

3. 申請等

適用を受けようとする場合、**毎年1月31日まで**に申請書等を提出してください。第2年度目、第3年度目も提出してください。

書類の種類	主な内容
不均一課税(課税免除)申請書(様式第1号)	所有者の住所、氏名または名称、取得要件となる設備等の所在地、取得価額及び取得年月日 等
対象設備に係る事業計画を示す書面の写し ※「半島振興」、「過疎地域」、「地域経済牽引事業」、 「地方活力向上」のみ	・【半島振興、過疎地域】産業振興機械等の取得等に係る確認申請書 ・【地域経済牽引事業】地域経済牽引事業計画承認通知書及び事業計画書、主務大臣による確認書 ・【地方活力向上】地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書及び整備計画書
各種図面	事業所の全体の平面図、建物の平面図、設備等償却資産の位置図
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し	法人税法施行規則別表16(法人税決算書別表16)
定款の写し	
特別償却を行っていない場合の理由書 ※「半島振興」、「過疎地域」のみ	租税特別措置法第12条または第45条に規定する特別償却を行っていない場合、その理由書を添付
その他	建物・土地の取得価額がわかる書類(契約書等)の写し、建築確認申請書の写し、登記簿謄本の写し、パンフレット 等

(第2年度目、第3年度目の申請時には、省略できるものもあります。)

詳しくは、松江市固定資産税課へお問い合わせください。

松江市 固定資産税課 家屋償却資産係 0852-55-5647

○適用要件等一覧

	原子力発電施設等	半島振興	過疎地域	地域経済牽引事業(注1)	地方活力向上
対象業種	製造業、道路貨物運送業(※)、 こん包業(※)、卸売業(※) (※)増加する雇用者数が15人を超えるもの	製造業、旅館業(下宿営業除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等 (※)青色申告を提出する個人または法人		地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者(主務大臣の確認を受けたものに限る)	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 【移転型】東京23区から特定業務施設(事務所、研究所等の本社機能)を移転し整備 【拡充型】認定区域内で特定業務施設を拡充し整備
取得要件となる設備等	建物及びその附属設備／構築物／機械及び装置／船舶／航空機／車両及び運搬具／工具、器具及び備品	建物及びその附属設備／構築物／機械及び装置	建物及びその附属設備／構築物／機械及び装置 (※)中小規模法人は改修(増・改築、修繕等)含む	建物及びその附属設備／構築物／前述の敷地である土地	建物及びその附属設備／構築物／機械及び装置／船舶／航空機／車両及び運搬具／工具、器具及び備品
取得価額	取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの	取得価額の合計額が500万円以上 【製造業・旅館業】 ・中小規模法人のうち、資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下…1,000万円以上 ・資本金の額等が5,000万円超…2,000万円以上	取得価額の合計額が500万円以上 【製造業・旅館業】 ・資本金の額等が5,000万円超1億円以下…1,000万円以上 ・資本金の額等が1億円超…2,000万円以上	取得価格の合計額が1億円を超えるもの 【農林漁業及びその関連業種】 5,000万円を超えるもの	取得価額の合計額が3,800万円以上 【中小企業者】 1,900万円以上
不均一課税等の対象	機械及び装置、家屋、家屋の敷地である土地 (土地:その取得日の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設着手があった場合に限る)			家屋、構築物、これらの敷地である土地 (土地:同左)	機械及び装置、家屋、構築物、家屋及び構築物の敷地である土地 (土地:同左)
期間	令和7年3月31日までに取得		令和6年3月31日までに取得	島根県基本計画の期間内に取得	以下の全てに該当するもの。 ① 地域再生計画公示日以後、令和6年3月31日までに認定。 ② 整備計画認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過するまでに取得。
税率 【本来1.4%】	初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%	初年度 0.14% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%	固定資産税を新たに課することになった年度から、3年度分課税免除		【移転型】 初年度 0%(0%) (注2) 第2年度 0%(0.35%) 第3年度 0%(0.7%) 【拡充型】 初年度 0% 第2年度 0.467% 第3年度 0.933%

◎「地方活力向上」及び「地域未来投資」については、当該計画に基づく整備に限る。

(注1)改正前の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に規定する企業立地計画に従って整備した場合は、従前の例による課税免除となります。

(注2)平成30年6月1日以降に認定を受けた計画に基づく場合、課税免除。それ以前の場合は、従前の例(カッコ内)。